

福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号，最終改正平成 24 年法律第 47 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正いたしましたので、同条第 3 項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1．修正の目的

平成 12 年 6 月に福島第一原子力発電所、福島第二原子力発電所および柏崎刈羽原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、原子力災害対策特別措置法関連法令の改正等を踏まえ、所要の修正を行った。

2．修正の年月日

平成 25 年 12 月 2 日

3．修正の要旨

（1）原子力災害対策特別措置法（以下；原災法）改正等による修正

- ・福島第一、福島第二および柏崎刈羽において、緊急時活動レベル（EAL）の導入に伴う事故レベルの設定変更
 - ✓ 現行の「原子力災害対策特別措置法第 10 条 / 第 15 条」の 2 区分から、「警戒事態 / 施設敷地緊急事態（第 10 条と同等） / 全面緊急事態（第 15 条と同等）」の 3 区分に変更。
 - ✓ 原子力災害対策指針の改正にて示された警戒事態に該当する事象を盛り込むとともに、警戒事態発生時の対応を新たに記載
 - ✓ 原子力災害対策指針及び政省令改正に伴い、原災法第 10 条事象および第 15 条事象を見直し

（2）発電所原子力防災組織の見直し

- ・福島第一および福島第二において、ICS（Incident Command System）導入に伴う、発電所原子力防災組織の班構成、業務分掌等を見直し。

（3）社内組織改編に伴う変更

- ・福島第二および柏崎刈羽において、組織改編に伴う組織名を変更。

(4) 福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画の認可及び施行に伴う変更

- ・福島第一原子力発電所の復旧に関する設備設計や保安・維持に関する事項を定めた「特定原子力施設に係る実施計画」が規制庁に認可され、施行となったことから、関連する書類名称について変更。

以 上